

公開日：2022年9月29日

## 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場周辺環境 影響調査の結果について（令和4年度第1回）

2022年9月29日

栗東市小野地先の旧アール・ディエンジニアリング最終処分場（以下「旧処分場」という。）について、令和4年5月30日から6月1日までに実施しました旧処分場跡地の周辺環境影響調査（地下水等調査）の分析結果がまとまりましたのでお知らせいたします。

### 1.調査日

- 令和4年5月30日
- （経堂池は6月1日）

### 2.調査実施者

- 滋賀県 琵琶湖環境部 最終処分場特別対策室

### 3.調査地点

表1のとおり（位置については調査地点図を参照）

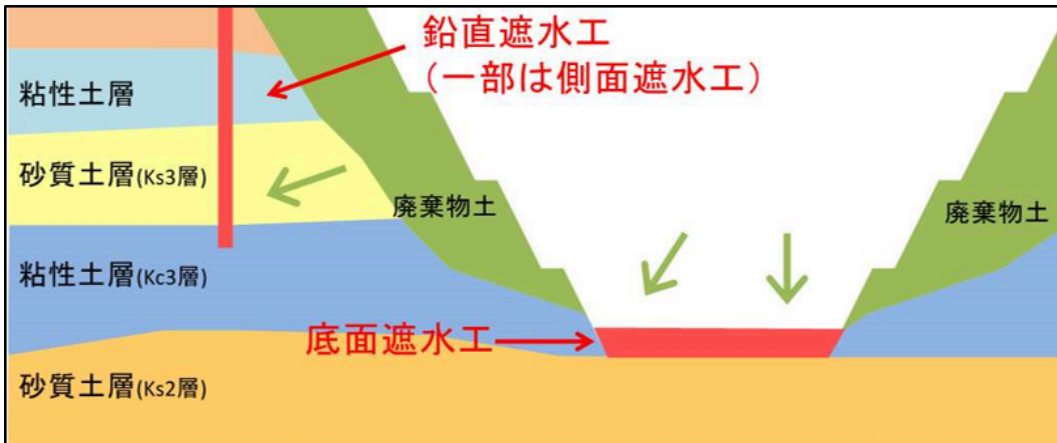


調査地点図 (PDF:955 KB)

(表1) 調査地点

種 類	地点（井戸）番号	
場内浸透水	揚水ピット	
Ks3層 <sup>(※1)</sup> 地下水	上流 <sup>(※2)</sup>	H24-8(2)
	周辺	H26-S2(2)、H24-2(2)、H24-4(2)
	下流	K-1（Ks2層とKs3層が一体）
Ks2層 <sup>(※1)</sup> 地下水	上流 <sup>(※2)</sup>	H24-7、No.1-1、H24-6(2)、No.4-2
	周辺	H26-S2、No.1、No.3-1、H24-2、H24-4
	下流	市No.3、K-1（Ks2層とKs3層が一体）
表流水	洪水調整池、経堂池 <sup>(※3)</sup>	

(※1) 地下水帯水層と遮水工事の位置関係



- 【Ks3層地下水】 廃棄物土層の側面に接していたことにより、廃棄物土に触れた浸透水が漏洩していたため、二次対策工事で鉛直遮水工または側面遮水工により遮水しました。
- 【Ks2層地下水】 廃棄物土層の底面において粘性土層が欠損していた箇所から廃棄物土に触れた浸透水が漏洩していたため、二次対策工事で底面遮水工により遮水しました。

(※2) 上流は、ボーリング調査および電気伝導率(EC)の分析結果から、浸透水の影響はないと考えています。

(※3) 経堂池では年1回調査を実施しています。

#### 4.調査項目

- 揚水ピット、No.1、H24-8(2)、市No.3、洪水調整池および経堂池以外:BOD等の一般項目5項目、有害物質等19項目 - (\*)
- 揚水ピット、No.1: (\*)に加え、全窒素、アンモニア性窒素、硝酸性及び亜硝酸性窒素
- H24-8(2):pHおよびEC
- 市No.3:pH、SS、ECおよび総水銀
- 洪水調整池:揚水ピットの項目に加え、全りん、塩化物イオン
- 経堂池:BOD等の一般項目5項目、全窒素、全りん、塩化物イオン

## 5.調査結果

資料（分析結果）のとおりに



資料（分析結果） (PDF:100 KB)

### (1) 浸透水および地下水

各調査地点における安定型最終処分場の浸透水の基準(※4)および地下水の環境基準(※5)（以下「環境基準等」という。）の超過の状況は表2のとおりであり、その他の項目は環境基準等を超過していませんでした。

(※4) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）

(※5) 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日環境庁告示第10号）」および「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成11年12月27日環境庁告示第68号）」

(表2) 環境基準等の超過の状況

地点の種類	全地点数	調査地点名	超過の状況				
			カドミウム	ひ素			
場内浸透水	1	揚水ピット	●	1		0	
Ks3層地下水	上流	1	H24-8(2)		0		0
	周辺	3	H26-S2(2)				
			H24-2(2)		0		0
		H24-4(2)					
Ks2層地下水	上流	4	H24-7			●	
			No. 1-1				1
			H24-6(2)		0		
			No. 4-2				
	周辺	5	H26-S2			●	
No. 1							
No. 3-1				0	●	2	
		H24-2					
		H24-4					
Ks2+Ks3層最下流地下水	1	市No. 3		0		0	
	1	K-1		0		0	

- : 環境基準等超過
- 数字は環境基準等超過地点数

表2の環境基準等を超過した地点での濃度の推移については次のとおりでした。

- 1) カドミウムについて: 「揚水ピット」は、これまでの検出範囲と同程度であり、大きな変動はありませんでした。
- 2) ひ素について: 「H24-7」、「H26-S2」および「No.3-1」は、これまでの検出範囲内にあり、大きな変動はありませんでした。なお、環境基準等の超過の原因は、いずれの地点も自然由来と考えられます。

## (2) 表流水

洪水調整池において、pHのみ公共用水域の環境基準(※6)を超過しましたが、その他の項目は超過していませんでした。

経堂池において、調査項目全てについて、公共用水域の環境基準および農業用水基準(※7)を超過していませんでした。

(※6)「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）」および「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成11年12月27日環境庁告示第68号）」

(※7) 水稻の生育に影響を与える項目について、用水の取入口における水準として、昭和45年に農林省の公害研究会が策定したもの。

## 6. その他

これまでの調査結果については[旧RD最終処分場問題ホームページ](#)の中段「周辺地下水および浸透水調査結果」の「[周辺地下水等調査結果](#)」に掲載しています。

### お問い合わせ

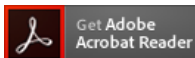
滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室

電話番号：077-528-3670

FAX番号：077-528-4849

メールアドレス：[df0001@pref.shiga.lg.jp](mailto:df0001@pref.shiga.lg.jp)

[ページの先頭へ戻る](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。  
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。